

セルフチェックリスト

＜原則1について＞		対応状況
1	大会の成功に向けたミッション・ビジョン及び団体として備えるべきガバナンスや事業に関する基本計画を策定するとともに、大会を通じて達成すべき目標を明確にした上で、これらを公表しているか。	事業計画はHPにおいて公表している。大会のガバナンスについては組織委員会・実行委員会の主軸となるJSFのガバナンスコート＜中央競技団体向け＞に準拠しておりHPで公表している。
2	大会の実施までの時間的制約や組織委員会等の財政的制約により計画通り運用できない事態が生じた場合等の見直しの判断基準や大会の実施運営に当たっての優先順位等を定めた行動理念や行動指針をあらかじめ策定しているか。	大会の実施・運営についての指針は大会実行委員会において策定している。
3	策定・明確化したミッション・ビジョン、基本計画及び大会を通じて達成すべき目標、行動理念及び行動指針については、組織委員会等の構成員や関係者等の全員の共通目標となるよう、定期的に共有・周知しているか。	大会実行委員会を立ち上げ、定例の会議、分科会などを実施し、共有・周知をしている。
4	組織委員会等の設立前にマーケティング業務の方針を定めることが必要となる場合には、設立準備委員会において、当該方針をあらかじめ策定するとともに、組織委員会等設立後、速やかに理事会にて当該方針を決定しているか。	本大会はマーケティング権がIFにあるため該当しない。
5	組織運営の強化に関する人材の採用及び教育に関する計画を策定し公表しているか。	組織運営の強化に関する人材の採用及び教育に関する計画は公表していない。
6	組織委員会等の設立前に人材の採用・配置の方針を定めることが必要となる場合には、設立準備委員会において、当該方針をあらかじめ策定するとともに、組織委員会等設立後、速やかに理事会にて当該方針を決定しているか。	組織委員会設立前は準備委員会を理事会で承認し、当該方針をあらかじめ策定するとともに、組織委員会設立後は速やかに理事会で実行委員会を設立し、当該方針を決定している。
7	構成員に大会のステークホルダーである民間企業からの出向者等が多く含まれる場合には、当該出向者の具体的な人事配置につき、組織委員会等の特徴を踏まえた検討を行っているか。	該当なし。
8	ガバナンス及びコンプライアンスに係る知見を有する人材の採用をしているか。(NFコード)	大会におけるガバナンス、コンプライアンスに関する事案が発生した場合は、JSFの相談・通報窓口担当であるJSFの顧問弁護士が対応をすることとしている。
9	財務数値の適正性を確保しているか。	JSFの理事会、および予算委員会において事業の承認と共に収支計画についても承認可決を行っており、財務に関する適正性を確保している。
10	大会経費のうち、組織委員会等が直接拠出する民間資金に係る経費の総額を公表しているか。大会経費のうち、公的資金による援助に係る経費の総額を公表しているか。大会終了後に、これらの経費の執行状況を公表しているか。	JSFのHPIにて公表している。
11	大会開催に係る収支に関する計画を策定し公表しているか。	JSFのHPIにて公表している。
12	事業年度毎の詳細な計画を策定しているか。	JSFのHPIにて毎年度事業計画を公表している。
13	計画策定に当たり、役職員や構成員から幅広く意見を募っているか。(NFコード)	事業計画はJSFの専門委員会および事務局で原案を作成し、事業・予算合同委員会で精査され、理事会で承認を得るプロセスとしている。
14	各計画に基づく方策の実施状況、目標の達成状況等について、定期的に把握・分析し、目標等の修正、方策の改善をしているか。(NFコード)	大会実行委員会において、定例の会議、分科会などを実施し、目標の修正、方策の改善をしている。

＜原則2について＞		対応状況
1	役員及び評議員の構成等における多様性は図られているか。多様性の確保を図るために、具体的な方策を講じているか。	JSFでは2024年1月開催の理事会において、関連規程を整備し、外部評議員の目標割合を10%以上、女性評議員の目標割合を30%以上とし、2024年9月の評議員選定時から適用している。2024年9月の改選により、外部評議員は11.9%、女性評議員は32%となった。
2	外部理事（※組織委員会等においては、専門的知見（例えば、法務、会計、ビジネス等）による貢献を期待して任用された理事を指す。）の目標割合（25%以上）及び女性理事の目標割合（40%以上）を設定するとともに、その達成に向けた具体的な方策を講じているか。（NFコード） （現在の人数） ・理事の総数 人 うち外部理事 人（ %） うち女性理事 人（ %）	JSFでは2024年1月開催の理事会において、関連規程を整備し、外部理事の目標割合を25%以上、女性理事の目標割合を40%以上とし、2024年9月の役員改選時から適用した。2024年9月現在の割合は、外部理事が25%、女性理事は選任された女性理事1名が就任辞退をしたため37.5%となった。 また、関連規程により、監事3名のうち1名を女性にすることとし、2024年9月に任用した。
3	女性理事について、外部理事についてのみ女性を任用するのではなく、外部理事以外の理事についても女性を任用しているか。（NFコード）	JSFでは女性理事9名中、3名が外部理事である。
4	業務執行理事に女性を任用しているか。（NFコード）	業務執行理事に女性を任用している。
5	評議員会を置くNFにおいては、外部評議員（※組織委員会等においては、専門的知見（例えば、法務、会計、ビジネス等）による貢献を期待して任用された評議員を指す。）及び女性評議員の目標割合をそれぞれ設定するとともに、その達成に向けた具体的方策を講じているか。（NFコード）	JSFでは2024年1月開催の理事会において、関連規程を整備し、外部評議員の目標割合を10%以上、女性評議員の目標割合を30%以上とし、2024年9月の評議員選定時から適用した。2024年9月の改選により、外部評議員は11.9%、女性評議員は32%となった。
6	理事会を適正な規模とし、実効性の確保を図っているか。	JSFの理事は、定款第26条において20名以上25名以内と定めており、その内訳は細則第2条で加盟団体代表としてのブロック理事7名、部門代表としてスピード部門、フィギュア部門からそれぞれ2名、普及部門から1名の計5名、有識者は13名以内と定めてあり、適正な規模と考えている。 理事会は年に10回以上開催し、適時・適宜に議案の審議を行っている。
7	理事会とは別に会議体を設置し、理事会の諮問機関に位置づける体制を採用する場合には、理事会とは別に設置した会議体が実質的に理事会としての機能や権限を持ち、又は、当該会議体が実質的に理事会を掌握しているといった事態が生じないよう、留意しているか。	理事会とは別の会議体として各専門委員会を設置している。
8	理事の就任時の年齢に制限を設けているか。（NFコード）	JSF細則第3条で理事及び監事の定年は、70歳未満と定めている。 年齢の基準日は、改選時の7月1日現在とし、任期期間中において満70歳を迎えた者は、その任期期間は役員として在任することとしている。
9	理事が原則として10年を超えて在任することがないよう再任回数の上限を設けているか。（NFコード）	JSFでは理事が原則として5期10年を超えて在任することのないよう、再任回数の上限を定めている。 なお、理事の在任期間が10年に達する場合であっても、次の①、②に該当する場合に限り、当該理事が10年を超えて在任（1期又は2期）することは妨げないとしている。 ①当該理事が国際スケート連盟（ISU）の役員である場合 ②当該理事の実績等に鑑み、継続して理事を務めることが不可欠である特別な事情があるとの評価に基づき、理事として選任された場合 また、監事は、連続して3期12年を超えて在任することがないよう定めている。

10	独立した諮問委員会として役員候補者選考委員会を設置し、構成員に有識者を配置しているか。	JSFでは2024年1月開催の理事会において、関連する規程を整備し、独立した諮問機関として「役員候補者選考委員会」を設置した。 役員候補者選考委員会は、現任の会長、専務理事、外部委員2名、評議員2名、監事1名で構成し、選考委員長は外部委員を充てることとし、決議は過半数の委員が出席し、その過半数をもって行う。ただし、外部委員1名以上が出席し、かつ1名以上の賛成を要する旨定めている。
11	役員候補者選考委員会において、選考に当たり求められる役員としての資質等を明確にし、選考過程における公平性及び公正性を確保しているか。	役員候補者選考委員会においては、JSFの趣旨に賛同し、円滑な運営に資する人材という観点から候補の選考をしている。
12	役員候補者選考委員会における役員候補者等の決定が理事会等のほかの機関から独立して行われているか。(NFコード)	「役員候補者選考委員会」は独立した諮問機関として設置されており、「役員候補者選考委員会規程」を定め、その選考手続と運営などに関し必要な事項を定めている。
13	役員候補者選考委員会の構成員には、役員構成における多様性の確保に留意して役員候補者を選考する観点から、有識者、女性委員を複数名配置しているか。(NFコード)	役員候補者選考委員会の役員構成はは7名中2名を女性としている。

＜原則3について＞		対応状況
1	組織委員会等及びその役職員その他構成員が適用対象となる法令を遵守するために必要な規程を整備しているか。	JSFの規程を準用し、必要な規程を整備している。
2	組織委員会等の役職員を公務員とみなす旨の法令が存在する場合には、接待贈答を受ける場合の手続に関する規程を整備しているか。	JSFの「利益相反ポリシー」、「利益相反規程」等の規程を準用している。
3	組織の意思決定が様々な会議体によってなされるために、適切な権限委譲や業務執行プロセス等について必要な規程を整備しているか。	各種規程を整備している。
4	スポンサー獲得その他のマーケティング業務に関し、スポンサーの選定方針やスポンサーの決定権限の所在等について、理事会の決定に基づいて必要な規程を整備し、当該規程に基づいた透明性のある運用がなされているか。	本大会はマーケティング権がIFにあるため該当しない。
5	設立準備委員会においてマーケティング業務に係る方針を策定する場合には、マーケティング業務を広告代理店等の第三者に委託をするか否かやその委託の在り方についても、当該方針において定めているか。	本大会はマーケティング権がIFにあるため該当しない。
6	マーケティング業務を第三者に委託する場合には、組織委員会等にて第三者の選考が適切公正に行われるための仕組みを定めているか。第三者に対する委託業務の範囲を明確にし、当該第三者と組織委員会等のマーケティング部局との役割分担を明確に整理しているか。	本大会はマーケティング権がIFにあるため該当しない。
7	マーケティング業務を第三者に委託する場合には、第三者との業務委託契約において、スポンサー候補及び選定プロセスに関する第三者の報告義務を定めているか。当該契約の中で、選定プロセスにおいて組織委員会等がその意向を反映させるとともに第三者を監督する権限をもつことを明示しているか。	本大会はマーケティング権がIFにあるため該当しない。
8	マーケティング業務を第三者に委託する場合には、委託の方式につき、マーケティング収入金額の最低保証の有無、各スポンサーのスポンサーカテゴリーの調整、アクティベーションの対応等の事情を考慮した上で、大会の成功に向けて当該組織委員会等が最もメリットを享受できる方式となるよう、慎重な検討を行っているか。	本大会はマーケティング権がIFにあるため該当しない。

9	選択した方式の採用について、検討経緯や選択した理由等を対外的に公表しているか。	公表をしていない。
10	調達に関し、各種法令等に抵触しないこととともに、適切に利益相反を管理できる調達の仕組みを構築しているか。組織委員会等における調達の特殊性(競技大会の実施に向けて期限の遅れなく短期間に必要な調達を全て実行しなければならないこと)を考慮した上で、調達の仕組み	JSFの「利益相反ポリシー」、「利益相反規程」等の規程に準拠し、調達手続きを行っている。
11	その他組織運営に必要な規程を整備しているか。(NFコード)	JSFの規程を準用し、必要な規程を整備している。
12	法人の運営に関して必要となる一般的な規程を整備しているか。(NFコード)	法人の運営に関して必要となる一般的な規程を整備し、HPにて公表している。
13	法人の業務に関する規程を整備しているか。(NFコード)	法人の業務に関する各種規程を整備し、HPにて公表している。
14	法人の役職員の報酬等に関する規程を整備しているか。(NFコード)	「役員及び評議員の報酬並びに費用に関する規程」を整備している。
15	法人の財産に関する規程を整備しているか。(NFコード)	「特定費用準備資金等取扱規程」を整備し、HPにて公表している。
16	財政的基盤を整えるための規程を整備しているか。(NFコード)	財政的基盤を整えるための各種規程を整備している。
17	役職員は、潜在的な問題を把握し、調査の必要性の有無等を判断できる程度の法的知識を有しているか。(NFコード)	役員の中には法曹関係者はいないが、顧問弁護士がその任に当たっている。
18	相談内容に応じて適切な弁護士への相談ルートを確認するなど、専門家に日常的に相談や問い合わせをできる体制を確認しているか。(NFコード)	顧問弁護士への相談ルートを確認しており、日常的に相談や問い合わせをできる体制を確認している。

＜原則4について＞		対応状況
1	コンプライアンス委員会を設置し、定期的に開催しているか。	JSFではコンプライアンス委員会及び倫理委員会を設置・運営しており、定期的に開催している。
2	コンプライアンス委員会がその機能を十分に発揮できるよう、その役割や権限事項を明確に定め、コンプライアンス強化に係る方針や計画の策定及びその推進、実施状況の点検、リスクの把握等を組織的、継続的に実践しているか。	コンプライアンス委員会がその機能を十分に発揮できるよう、コンプライアンス委員会規程を整備し、委員会ではコンプライアンス強化に係る方針や計画の策定及びその推進、実施状況の点検、リスクの把握等を組織的、継続的に実践している。
3	コンプライアンス委員会規程を作成し、その権限及び役割を明確にするとともに、必要な情報が集まる仕組みを構築しているか。	「コンプライアンス規程」および「倫理規程」を整備し、HPにて公表している。
4	コンプライアンス委員会の運営内容について、理事会に報告され、その監督を受けるとともに、コンプライアンス委員会からも、理事会等の意思決定機関に対して定期的に助言や提言を行うことができる仕組みを設けているか。(NFコード)	コンプライアンス委員会を定期的に開催し、適宜理事会へ報告を行うなど、定期的に助言や提言を行うことが出来る仕組みを設けている。
5	コンプライアンス委員会の構成員に組織委員会等の実情や、スポーツや大規模な競技大会の持つ意義を十分に理解した有識者を配置しているか。	コンプライアンス委員会は顧問弁護士を委員長としており、各部門からスポーツや大規模な競技大会の持つ意義を十分に理解した有識者を配置している。
6	コンプライアンス委員会の構成員に、少なくとも1名以上は弁護士及び女性委員を配置しているか。	コンプライアンス委員会は顧問弁護士を委員長とし、委員6名中1名は女性である。

＜原則5について＞		対応状況
1	コンプライアンス教育の対象となる役職員等の立場や属性に応じて、実践的な内容で継続的・計画的にコンプライアンス教育を実施し、コンプライアンスに関して役職員が共通認識を持つことができる仕組みを構築しているか。	コンプライアンス委員会で審議決定した「コンプライアンス教育計画」に基づきコンプライアンス教育を実施している。2024年9月の役員改選に伴い、10月に「理事・監事の役割について」の研修会を実施した。
2	以下の内容を含む役員向けのコンプライアンス教育を実施しているか。 ①組織委員会等に適用される関係法令について ②組織委員会等がその組織運営のために整備している規程について ③不正行為の防止について ④大会運営等における選手等の安全確保について(NFコード) ⑤利益相反について(組織委員会等が定める利益相反管理のための規程に基づき、利益相反取引に該当する取引類型や必要な手続等を内容とする。) ⑥(組織委員会等の役職員を公務員とみなす旨の法令が存在する場合)収賄の防止について ⑦調達過程における不当な取引制限等の競争法違反事案の発生防止について(別途「入札に関するガイドライン」や「談合を誘発しないためのマニュアル」等を作成し、それらを内容とす	コンプライアンス委員会で審議決定した「コンプライアンス教育計画」に基づきコンプライアンス教育を実施している。 2024年9月の役員改選に伴い、10月に「理事・監事の役割について」の研修会を実施した。
3	上記の内容を含む職員向けのコンプライアンス教育を実施しているか。	コンプライアンス委員会で審議決定した「コンプライアンス教育計画」に基づきコンプライアンス教育を実施している。
4	大会ボランティアなど役職員以外の関係者に対してもコンプライアンス教育を実施しているか。	コンプライアンス委員会で審議決定した「コンプライアンス教育計画」に基づきコンプライアンス教育を実施している。
5	役職員や関係者の着任時のみならず、在任中少なくとも年に1回以上、人材の採用スケジュールや組織規模等も考慮しながら、適切な方法により、コンプライアンス教育を実施しているか。	各事業において、計画に基づきコンプライアンス教育を実施している。

6	対象スポーツの競技特性や競技環境等を踏まえて、研修資料や普及啓発のためのパンフレット等を作成しているか。(NFコード)	各事業において、計画に基づきスライド資料などを作成し、コンプライアンス教育を実施している。
---	---	---

＜原則6について＞		対応状況
1	組織委員会等の特殊性や大規模な競技大会の開催実務にも精通した、法律、税務、会計等の専門家を選定し、そのサポートを日常的に受けることができる体制を構築しているか。	日常的な相談ルートとして、弁護士、社会保険労務士、公益会計及び税務に係る税理士法人と顧問契約を締結し、専門家のサポートを日常的に受けることができる体制を整えている。
2	組織運営において専門家のサポートが必要となると想定される場面や内容を事前に洗い出した上で、定期的にその適否について検証を行っているか。	日常的な相談ルートとして、弁護士、社会保険労務士、公益会計及び税務に係る税理士法人と顧問契約を締結し、専門家のサポートを日常的に受けることができる体制を整えている。
3	計算書類や組織運営規程等の各種書面の作成作業の補助や有効性・妥当性のチェックに際して、外部の専門家を積極的に活用しているか。	日常的な相談ルートとして、弁護士、社会保険労務士、公益会計及び税務に係る税理士法人と顧問契約を締結し、専門家のサポートを日常的に受けることができる体制を整えている。
4	財務・経理の処理を適切に行い、公正な会計原則を遵守しているか。	会計監査人並びに公益会計及び税務に係る税理士法人からの指摘・指導を受け「公益法人会計基準」に準じ、財務・経理の処理を適切に行っている。
5	経費使用及び財産管理に関する規程等を整備することなどにより、公正な会計原則を遵守するための業務サイクルを確立しているか。	組織委員会規約を整備しており、組織委員会の財務に関する事項については、規約に定めるほか、日本スケート連盟の契約/購買管理規程、経理規程、予算編成基準、予算執行基準及び金銭出納基準を準用することとしている。
6	各事業年度の計算書類等の会計監査及び適法性監査に加え、具体的な業務運営の妥当性に関する監査も可能な限り積極的に実施し、組織の適正性に係る監査報告書を作成しているか。	毎月1回公益会計及び税務に係る税理士法人からの指摘・指導を受け「公益法人会計基準」に準じ、財務・経理の処理を適切に行っている。
7	監視機能の強化のための方策として、内部の組織である内部監査部署(内部監査室等)に加え、会計監査人を置いているか。	JSFは会計監査人の設置法人である。
8	各種法人法(一般社団・財団法人法、特定非営利活動促進法、会社法等)のうち適用を受ける法律に基づき適性のある監事等を設置しているか。(NFコード)	会計監査人の設置法人であり、また日常的な相談ルートとして、弁護士、社会保険労務士、公益会計及び税務に係る税理士法人と顧問契約を締結しており、日常的に相談や問い合わせが出来る体制を整えている。また、職員は必要に応じて外部研修を受講している。
9	監事等の職務を補助すべき職員を置いているか。(NFコード)	日常的な相談ルートとして、弁護士、社会保険労務士、公益会計及び税務に係る税理士法人と顧問契約を締結しており、担当事務職員の配置も行っている。
10	監事等が理事等の経営陣から独立して各種専門家に相談できる体制を構築しているか。(NFコード)	会計監査人の設置法人であり、また日常的な相談ルートとして、弁護士、社会保険労務士、公益会計及び税務に係る税理士法人と顧問契約を締結しており、日常的に相談や問い合わせが出来る体制を整えている。
11	内部監査を職掌とする部署、会計監査人及び理事等の役員と監事との間における日常的な情報共有・連携体制の構築に重点的に取り組んでいるか。	公益会計及び税務に係る税理士法人と顧問契約を締結しており、月に1回の会計チェックを行っており、

12	公的資金の利用に関し、自らの団体が遵守義務を負う法令・ガイドライン等の洗い出しを行い、遵守しているか。	スポーツ振興くじ助成について、要項、要領、手引き等を遵守している。
13	法令・ガイドライン等において遵守すべき事項が組織運営の業務プロセスにおいて適切に実行されるよう、財務会計方針、手続等の運用規程を定め、的確に運用しているか。	経理規程に基づき、的確に運用している。
14	収入財源の確保、支出財源の特定、予算の執行、事業計画の策定及び遂行等の各種手続を適切に実施しているか。	会計監査人並びに公益会計及び税務に係る税理士法人からの指摘・指導を受け「公益法人会計基準」に準じ、財務・経理の処理を適切に行っている。

＜原則7について＞		対応状況
1	財務情報等について、法令に基づく開示を行っているか。	定款第54条の定めに従い、法令上求められている計算書類（貸借対照表、正味財産増減計算書、キャッシュフロー計算書、財産目録）、事業計画、収支予算書（正味財産増減計算書ベース）、定款、役員名簿等を事務所に常備しており、HPで公表している。
2	法令に基づいて開示が求められる情報以外についても、主体的かつ積極的な情報開示を行っているか。	原則3の(3)に記載のとおり、各事業年度ごとISUのコミュニケーション発表時に照らして合理的な時期までに、スピード、フィギュア、ショートトラックそれぞれ国際競技会派遣選手選考対象大会及び選考基準を策定し、選手等に周知するとともに、HP等で公表している。
3	本指針の遵守状況に関する情報等を開示しているか。	ガバナンスコードの遵守状況に関する情報として、自己説明に関する資料をHPで公表している。
4	情報開示の前提として、組織委員会等自身において、業務委託先や関係ステークホルダーから直接に、大会の準備及び運営に必要な情報を適切に収集、把握するよう努めているか。	業務委託先や関係ステークホルダーから直接に、大会の準備及び運営に必要な情報を適切に収集、把握するよう努めている。
5	原則8に定める利益相反ポリシー、原則10に定める懲罰制度に関する規程及び処分結果等（プライバシー情報等は除く。）を開示しているか。（NFコード）	利益相反管理規定、利益相反ポリシーを定めており、HPで周知している。 懲罰制度の禁止行為については、処分手続規程第3条に違反行為と定め、処分対象者、処分内容及び処分に至る手続きに関しては、同規程に定めている。
6	公益法人認定法に基づき、公益法人が事務所に備え置き、何人も閲覧等を請求できるとされている書類について、主体的に開示しているか。（NFコード）	何人も閲覧できる書類に関しては事務所に据え置くとともにHPで開示している。
7	組織委員会等のウェブサイト等において情報を開示しているか。（NFコード）	大会HPにおいて情報を開示している。

＜原則8について＞		対応状況
1	役職員等の関連当事者と組織委員会等との間に生じ得る利益相反に係る管理の仕組みや体制を適切に構築しているか。	利益相反ポリシーと利益相反管理規程を整備し、HPにて公開している。
2	組織委員会等の機関において利益相反取引を承認する場合には、その取引についての重要な事実の開示、取引の公正性を示す証憑の有無、内容、議論の経過、承認の理由・合理性等につき、会議体の議事録に詳細に記載し、意思決定の透明性を確保しているか。	利益相反取引を承認する場合には、実行委員会においてその取引についての資料に基づき審議し、その経過、承認の理由・合理性等を議事録に記載している。
3	利益相反取引に該当するおそれのある取引については、実務上の不都合がない場合は、入札方式等、公正な方法により契約しているか。	利益相反ポリシーと利益相反管理規程に準じて、利益相反行為と慮される行為を事前に適切に審査を行える体制を構築し、公正な方法により契約を行うこととしている。

4	随意契約による場合においても、相見積りの取得等、公正な契約であることを証明できる資料を残しているか。	随意契約についても公正な契約であることを証明する資料とともに顧問弁護士によるチェックを実施した上で契約をしている。
5	利益相反管理委員会等、理事会から独立した機関を設置し、必要な情報収集を行い個別具体的な利益相反行為の取扱いについて判断しているか。	委員会は設置していないが、JSF利益相反ポリシーと利益相反管理規程を準用し必要な情報収集を行い、個別具体的な利益相反行為の取扱いについて判断している。
6	重要な契約(金額の多寡、関係者への影響の大小等から判断する。)については、客観性・透明性につき、特に慎重な検証を行っているか。(NFコード)	JSF利益相反ポリシーと利益相反管理規程を準用し運用している。
7	定款や利益相反に関する規程において、理事の利益相反取引を適切に管理する条項、利益相反取引を実施する場合の議決方法に関する条項、利益相反に該当するおそれがある場合の申告及び承認後の報告に関する条項等の必要な規定を設けているか。(NFコード)	JSF利益相反ポリシーと利益相反管理規程を準用し運用している。
8	利益相反ポリシーを作成しているか。	JSF利益相反ポリシーと利益相反管理規程を整備している。
9	利益相反ポリシーの作成に当たっては、どのような取引が利益相反関係に該当するのか(利益相反取引該当性)、どのような価値判断に基づいて利益相反取引の妥当性を検討すべきか(利益相反の承認における判断基準)について基準を定め、客観性・透明性のある手続を確保して	JSF利益相反ポリシーと利益相反管理規程を準用し運用している。
10	利益相反取引該当性を定めるに当たっては、法令上も利益相反に該当する基準に加えて、組織委員会等において想定される「利益相反の関係」を有する者(関連当事者)についても実情に照らし適切に該当範囲に含めているか。	JSF利益相反ポリシーと利益相反管理規程を準用し運用している。

＜原則9について＞		対応状況
1	独立した通報窓口を設置しているか。	処分手続規程第3章の定めに基づき「相談・通報」窓口を設置しており、この窓口について、HPで周知している。
2	通報窓口の通報対象に、ハラスメント行為、法令違反行為、社内規程違反行為及びこれらに該当するおそれのある行為を広く含めているか。	処分手続規程にて該当の行為を定義し、HPIにて公表している。
3	通報窓口について、恒常的に役職員に周知しているか。	処分手続規程第3章の定めに基づき「相談・通報」窓口を設置しており、この窓口について、HPで周知している。
4	通報窓口の担当者に相談内容に関する守秘義務を課しているか。	内部通報者保護規程を整備している。
5	通報窓口を利用したことを理由として、相談者に対する不利益な取扱いを行うことを禁止しているか。	内部通報者保護規程第9条において、通報者等に対していかなる不利益取扱いも行ってはならない旨を定めている。
6	外部通報窓口を設置しているか。	処分手続規程第3章の定めに基づき「相談・通報」窓口を設置しており、この窓口について、HPで周知している。
7	通報制度の運用体制は、弁護士、公認会計士等の外部有識者を中心に整備しているか。	通報の担当窓口は、法制部長(法律顧問)、専務理事及び事務局長とし、運用体制は、JSFと直接関係のない専門性を有する外部有識者に審査委員を委嘱しており、現在は、弁護士1名、有識者2名(元警察庁幹部、スポーツドクター)で構成している。

8	通報方法については、面会、書面、電話、電子メール、FAX、ウェブサイト上の通報フォーム等、できるだけ利用しやすい複数の方法を設けているか。(NFコード)	内部通報者保護規定第3条において、通報の方法は電話・電子メール・FAX・書面・面会とする旨を定めている。
9	これから行う行為が違反行為となるか否かに関する事前相談についても通報窓口にて対応しているか。(NFコード)	通報窓口への相談があれば対応している。
10	弁護士等の有識者を含む、経営陣から独立した中立な立場の者で構成される調査機関(原則4に定めるコンプライアンス委員会等)を設け、調査の必要の有無、調査の必要がある場合には調査方法等について決定し、同機関の構成員又は同機関において指定された者(当該事案に何らかの形で関与したことがある者を除く。)により速やかに調査を実施しているか。(NFコード)	通報の担当窓口は、法制部長(法律顧問)、専務理事及び事務局長とし、運用体制は、JSFと直接関係のない専門性を有する外部有識者に審査委員を委嘱しており、現在は、弁護士1名、有識者2名(元警察庁幹部、スポーツドクター)で構成している。
11	通報窓口において通報を受領してから当該通報に係る事実の調査を実施するまでのフロー、並びに調査対象にするか否かの客観的かつ具体的な基準及び調査の方法等についてあらかじめ明確に定め、原則としてこれらに従って運用しているか。(NFコード)	通報の担当窓口は、法制部長(法律顧問)、専務理事及び事務局長とし、適宜調査方法、手順を定めている。
12	通報窓口の対応者に男女両方を配置し、通報者が希望すれば対応者の性別を選んでいるか。(NFコード)	女性専用の窓口は設けていない。
13	通報制度の運営において専門家のサポートが必要になると想定される場面や内容を事前に洗い出した上で、定期的にその適否について検証しているか。(NFコード)	通報制度の運営においては顧問弁護士のサポートしてもらうこととしている。
14	通報者を特定し得る情報や通報内容に関する情報の取扱いについて一定の規定を設け、情報管理を徹底しているか。(NFコード)	内部通報者保護規程において、個人情報の保護について定めている。
15	研修等の実施を通じて、役職員に対して、通報が正当な行為として評価されるものであるという意識付けを徹底しているか。(NFコード)	理事会等において、通報が正当な行為として評価されるものであるという意識付けを徹底している。
16	通報窓口その他通報制度の運営は、組織委員会等の経営陣から独立した中立な立場の者が担当し、組織委員会等の経営陣が通報者を特定し得る情報や通報内容等にアクセスできない体制を整備しているか。(NFコード)	内部通報者保護規程に基づき、通報窓口その他通報制度の運営は、組織委員会等の経営陣から独立した中立な立場の者が担当し、組織委員会等の経営陣が通報者を特定し得る情報や通報内容等にアクセスできない体制を整備している。

＜原則10について＞		対応状況
1	懲罰制度における禁止行為、処分対象者、処分の内容及び処分に至るまでの手続を定め、恒常的に関係者等にこれを周知しているか。	懲罰制度の禁止行為については、処分手続規程第3条に違反行為と定め、処分対象者、処分の内容及び処分に至る手続に関しては、同規程に定めており、処分手続規程はホームページで周知している。
2	処分内容の決定は、行為の態様、結果の重大性、経緯、過去の同種事例における処分内容、情状等を踏まえて、平等かつ適正になされているか。	処分内容の決定は、処分手続規程に基づき外部有識者による審査委員会において平等かつ適正になされている。
3	規程においてあらかじめ明確かつ具体的な処分基準を定め、処分内容の決定に当たっては原則として当該基準に従っているか。	処分手続規程を整備し、HPIにて公表している。
4	組織委員会等外部の中立的かつ専門的な第三者により、懲罰制度が当該規程に従って適切に運用されているか否かの確認を定期的に受け、当該第三者の助言指導を踏まえて定期的に運用を見直しているか。(NFコード)	処分審査を行う者は、その中立性と専門性を担保するため、JSFとは直接関係のない専門性を有する外部有識者に審査委員を委嘱し、助言指導を受けている。

5	弁護士等の有識者を含む、経営陣から独立した中立な立場の者で構成される処分機関(倫理委員会等)を設け、同機関(当該事案に何らかの形で関与したことがある者を除く。)において、客観的かつ速やかに、処分審査(処分対象行為該当性及び処分内容の決定)を行っているか。	処分審査を行う者は、その中立性と専門性を担保するため、JSFとは直接関係のない専門性を有する外部有識者に審査委員を委嘱している。
6	調査機関の構成員又は同機関において指定した者(当該事案に何らかの形で関与したことがある者を除く。)による調査結果等を踏まえ、有効かつ適切な証拠により認定された行為についてのみ処分の対象としているか。(NFコード)	処分審査は、専門性を有する外部有識者で構成した審査委員により行っており、有効かつ適切な証拠により認定された行為についてのみ処分の対象としている。
7	組織委員会等の関係者等に対し、処分対象行為の調査に対する協力義務及び調査内容に関する守秘義務を課しているか。(NFコード)	処分手続規程に基づき、組織委員会等の関係者等に対し、処分対象行為の調査に対する協力義務及び調査内容に関する守秘義務を課している。
8	処分審査を行うに当たって、処分対象者に対し、処分対象行為について可能な限り書面を交付しているか。(NFコード)	処分審査を行うに当たって、処分対象者に対し、処分対象行為について書面を交付している。
9	処分審査を行うに当たって、処分対象者に対し、聴聞(意見聴取)の機会を設けているか。(NFコード)	聴聞については、処分手続規程第8条に定めている。
10	処分結果は、処分対象者に対し、処分の内容、処分対象行為、処分の理由、不服申立手続の可否、その手続の期限等が記載された書面に告知しているか。(NFコード)	処分結果は、同規定第10条により、処分対象者に書面をもって通知する旨定めてあり、不服申し立てに関しては、同通知者に「日本スポーツ仲裁機構」のスポーツ仲裁の利用が可能である旨並びに申し立て期間について明記している。
11	認定根拠となった証拠や処分の手続の経過についても、可能な範囲で告知しているか。(NFコード)	認定根拠となった証拠や処分の手続の経過についても、可能な範囲で告知している。
12	処分審査を行う者は、中立性及び専門性を有しているか。(NFコード)	処分審査を行う者は、その中立性と専門性を担保するため、JSFとは直接関係のない専門性を有する外部有識者に審査委員を委嘱している。
13	処分審査が中立な者により行われることを担保するため、処分審査を行う者について、当該処分に関するステークホルダーを除く等の制度を設けているか。(NFコード)	処分手続規程において、審査委員会の委員は、JSFに所属していない外部有識者3名以上によって構成するものとし、内1名は弁護士又はこれに準ずる経歴を有する者と定めている。

＜原則11について＞		対応状況
1	危機管理を専門に取り扱う部署や危機管理委員会を設けるなど、組織の規模や実情に応じた危機管理及び不祥事対応のための体制を構築するとともに、危機管理マニュアルを策定しているか。	リスク管理規程を整備しており、リスクの適切な管理と対応に関し必要な事項を定めている
2	危機管理マニュアルの策定に当たっては、当該組織委員会等の特徴等を踏まえ、法令違反か否かに留まらず、レピュテーションリスクも含めて、発生しやすい不祥事類型やリスクを特定し、当該リスクの発現可能性の高低や発生した場合の影響等の評価を加え、これに従ったリスクの制御方法や監視体制、その見直しの在り方及び不祥事が報告された場合の調査体制について	危機管理の対応に関しては、リスク管理規程第12条「緊急事態の対象範囲」において発生し得るリスクを特定し、発生したリスクの通報経路については、同規程第12条及び第13条に定めており、同規程第14条に「緊急事態発生時の初動対応の基本方針」について定めている。
3	危機管理マニュアルは、外部の有識者の意見を適切に反映した内容となっているか。	リスク管理規程は外部の有識者の意見を適切に反映し整備したものである。
4	危機管理体制の構築に当たっては、不祥事対応を機動的に行うことができるよう、コンプライアンス担当の理事に危機管理担当も兼務させるなどの工夫を行い、組織横断的な活動を可能とする体制を構築しているか。(NFコード)	リスク管理規程において、緊急事態が発生した場合の緊急事態対策室の構成について定めており、その構成員はコンプライアンス担当役員が兼務している。

5	危機管理マニュアルが単なる書類として形骸化しないよう、マニュアルに従ったリスク管理の実効性を定期的に検証したり、緊急の危機管理体制を発動するための仮想訓練を定期的を実施したりするなど、平時からその存在を浸透させるための活動を運営業務に組み込んでいるか。	リスク管理規程、コンプライアンス規程、倫理規程等に準じて、不祥事発生時の調査体制も含め体制を構築している。
6	不祥事が発生した場合は事実調査、原因究明、責任者の処分及び再発防止策の提言について検討するための調査体制を速やかに構築しているか。	不祥事対応としての第三者委員会の設置については、同規程第18条第2項及び第3項に定めている。
7	重大な不祥事の端緒を認識した場合には、最適な調査体制を迅速に構成し、徹底した事実調査を実施した上で、外部専門家の知見と経験も踏まえつつ、表層的な現象や因果関係の列举にとどまらない、根本的な原因究明を行っているか。	リスク管理規程、コンプライアンス規程、倫理規程等に準じて、不祥事発生時の調査体制も含め体制を構築している。
8	重大な不祥事の端緒を認識した場合には、外部専門家とも連携した上で、適切なタイミングで、当該不祥事に関する必要な情報開示を行っているか。	リスク管理規程、コンプライアンス規程、倫理規程等に準じて、不祥事発生時の調査体制も含め体制を構築している。
9	組織委員会等が解散した後に不祥事が発生又は発覚した場合においては、原因解明や再発防止策の策定等を速やかに実施することができるよう、具体的な対応方針等についてあらかじめ関係当事者間において整理して合意しているか。	リスク管理規程、コンプライアンス規程、倫理規程等に準じて、不祥事発生時の調査体制も含め体制を構築している。
10	調査の結果、法令違反等の不祥事の発生が認められた場合には、その原因となった責任者・監督者につき、調査委員会等有する倫理規程や懲罰規程等に従って、責任者・監督者を適切に処分しているか。(NFコード)	リスク管理規程、コンプライアンス規程、倫理規程等に準じて、不祥事発生時の調査体制も含め体制を構築している。
11	再発防止策の策定に当たっては、組織の変更や規程の改定等の表面的な対応にとどめることなく、今後の日々の業務運営等に具体的かつ継続的に反映させているか。(NFコード)	リスク管理規程、コンプライアンス規程、倫理規程等に準じて、不祥事発生時の調査体制も含め体制を構築している。
12	不祥事対応が一度収束した後においても、再発防止策の取組が適切に運用され、定着しているかを不断にモニタリングした上で、その改善状況を定期的に公表しているか。(NFコード)	リスク管理規程、コンプライアンス規程、倫理規程等に準じて、不祥事発生時の調査体制も含め体制を構築している。
13	危機管理及び不祥事対応として外部調査委員会を設置する場合、当該調査委員会は、独立性・中立性・専門性を有する外部有識者(弁護士、公認会計士、学識経験者等)を中心に構成しているか。(NFコード)	リスク管理規程に準じて、第三者委員会の設置については、委員は独立性、中立性、専門性を有する外部有識者で構成するものとし、その委員の構成について理事会に諮ることとしている。
14	第三者を委員とする調査委員会を設置する場合には、当該委員の選定プロセスについても十分に配慮し、委員が組織委員会等に対して独立性・中立性・専門性を有する者であることについて、合理的な説明をする責任を果たしているか。	リスク管理規程に準じて、第三者委員会の設置については、委員は独立性、中立性、専門性を有する外部有識者で構成するものとし、その委員の構成について理事会に諮ることとしている。